

アボット社サプライヤー 行動原則



序文

序文

アボット社のサプライヤーは、アボット社全体の成功に不可欠な一部です。毎日、アボット社とそのサプライヤーは、高品質な医療製品をお客様へ提供するアボットの能力に影響を及ぼす意思決定を行っています。

倫理

労働

健康衛生

環境

管理制度

本「アボット社サプライヤー行動原則」は、アボット社と事業関係を確立・維持する際の原則、指針、および期待を文書化したものです。アボット社は、米国連邦、州、および業界規制で設定された基準内で業務を行います。また、合法的且つ倫理的な方法で事業を行うアボット社の献身を分かち合うサプライヤーとの事業関係にコミットしています。当社はまた、地球市民に対する当社のコミットメントを、業務上の責任としてだけでなく、世界中の人々の生活を改善する機会と見ています。当社の事業を拡大する上で、同じことを当社のサプライヤーにも期待します。

アボット社は、文化の違い、またこれらの原則の解釈および全世界的な適用に関連する問題を認識しています。アボット社はこれらの原則が全世界共通であり、これらの期待を充たす方法は異なる可能性はあるにしろ、世界中の異なる法律、価値、および文化的な期待と一緒に性を有する必要があると理解しています。



アボット社の全てのサプライヤーが、本「アボット社サプライヤー行動原則」を理解且つ準拠することが然るべく期待され、質問がある場合はアボット社の購買担当者に連絡することを強くお勧めします。また、サプライヤーは、活動の適性に関連する質問がある場合、購買部の社員は該当するアボット社の方針に関する概要を提供、更に指導できるので、必ずアボット社の購買担当者に連絡するように強く奨励します。

アボット社は、「アボット社サプライヤー行動原則」文書へのサプライヤーの準拠を検証する権利を所有します。アボット社が「アボット社サプライヤー行動原則」に準拠していない措置や状況に気づいた場合、アボット社は、是正処置を求める権利を所有します。

Abbottは、「Abbottサプライヤー行動原則」文書へのサプライヤーの準拠の調査および監査を含む、サプライヤーの社会的責任をモニターするプログラムを確立しました。このプログラムに関して追加情報が必要な場合は、AbbottSupplierSocialResponsibilityProgram@abbott.comまでお問い合わせください。

アボット社購買部は、サプライヤー関係を管理する責任があります。材料またはサービスに関連する書簡およびご質問は、適切な購買部門にお送りください。

アボット社は、サプライヤーによるアボット社の成功に向けての貢献を評価し、相互に有益な事業関係を確保するために作られたサプライヤー関係の継続を希望しています。

本「アボット社サプライヤー行動原則」は、「Pharmaceutical Industry Principles for Responsible Supply Chain Management」(責任あるサプライチェーン管理に関する製薬業界原則)に則り作成されたものです。

アボット社サプライヤー行動原則

倫理

序文

倫理

労働

健康衛生

環境

管理制度



サプライヤーは、倫理的な方法で事業を行い、高潔さを持って行動するものとします。アボット社は、サプライヤーが次の項目を含む倫理に関する全ての法律および規制の要項に準拠することを然るべく期待します。

1. 事業の健全性および公正な競争

サプライヤーは、競合的に事業を行い、自由且つ公正な競争の促進を意図した該当する法規全てに完全に準拠するものとします。サプライヤーは、賄賂の支払または受領を行わず、事業または政府関係における他の違法な勧誘または誘引に参加しないものとします。サプライヤーは、正確且つ誠実な広告を含む公正な事業慣習を採用するものとします。

アボット社の社員は、サプライヤー関係に関連する以下の項目を含む、「アボット社事業行動規範」の該当する全ての条項に準拠する義務があります。

- 社員は全てのサプライヤー、顧客、およびアボット社と取引するその他全ての人間を、個人的な金銭上の理由または個人的な関係に基づき好意またはひいきせずに、完全に公正且つ客観的な方法で対応するものとします。
- 社員は、購買に関する意思決定に影響を及ぼすまたは体裁上そのように見受けられる可能性がある、贈り物、不利となる割引、支払、料金、ローン、接待、便宜、またはサービスを、如何なる個人または会社からも、(直接的または間接的)受領または提供しないものとします。
- 社員は、アボット社員がアボット社とサプライヤーの関係に影響すると見られるまたはその能力を持つサプライヤーの事業において、近親者または自身の金銭的関心のためにアボット社と取引しないものとします。そのような関係は、アボット社のポリシーに従って開示する必要があります。
- 社員は、コーポレート広報部からの許可なしにはアボット社の社名やロゴの使用について許諾しないものとします。

また、アボット社の契約社員および代理人(例えば、コンサルタント、契約営業陣、講演者、流通会社、治験責任医師など)も、「アボット社事業行動規範」の該当条項に準拠する必要があります。

アボット社のAbbott社員およびサプライヤーは、これらのサプライヤー行為原則の違反または違反可能性がある行為をアボット社購買部またはアボット社倫理/コンプライアンス事務所(Office of Ethics and Compliance)へ、直接または倫理/コンプライアンスのホットライン(+1-866-384-2756)にて、報告することが当然とみなされます。

アボット社は、報告されたアボット社サプライヤー行動原則の違反を速やかに調査し、社員およびサプライヤーがその調査に協力することを然るべく期待します。是正処置が必要である場合、アボット社はその問題に対応するためにどのような段階が必要であるかを決定します。

序文

倫理

労働

健康衛生

環境

管理制度

2. 懸念事項の指摘

サプライヤーの社員は、報復、威嚇、嫌がらせなどを恐れずに、アボット社との関係における懸念事項または違法活動を報告するように奨励される必要があります。サプライヤーは懸念事項を検討し、早急に応答または対応するものとします。

3. 動物保護

試験または工程における動物の使用は、それに代わる方法が完全に探究され、拒否された場合のみ行うものとします。動物は、苦痛およびストレスを最小限に抑え、人道的に扱うものとします。動物試験は、動物試験以外の方法を考慮した後、使用する動物数を減らす、または動物試験動物の苦痛を最小限に抑えるために手続を洗練した後でのみ、行うものとします。科学的に有効且つ規制側に受諾される場合はいつでも、代替方法を使うものとします。

委託業務および共同作業を行うラボは、Association for Assessment and Accreditation of Laboratory Animal Care International(国際実験動物管理認定協会) (AAALAC) の認定資格を有し、および／またはそれらのラボ動物ケアおよび使用プログラムは、業務委託の前およびその後も定期的に、アボット社の獣医部職員により評価され、アボット社の動物保護官により承認される必要があります。

4. 紛争鉱物

サプライヤーは、Abbottに供給するパーツ、コンポーネント、部材に紛争鉱物の存在または使用がないか追跡調査をしてその結果を報告しなければなりません。紛争鉱物には、コロンバイトタンタライト(コルタン)、スズ石、金、オルフラム、それらの派生鉱物などがありますが、紛争鉱物として指定されているのは、タンタル、スズ、タングステン(3TGと称される)のみで、(Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act) ドッド・フランクウォールストリート改革および消費者保護法第1502条に詳細に規定されています。また、施行上の規制はthe (U.S. Securities and Exchange Commission) 米国証券取引委員会が定めています。サプライヤーは、(Organization for Economic Cooperation and Development (OECD)) 経済協力開発機構 (OECD) が定めたガイドラインに則って、Abbottに供給するパーツ、コンポーネント、部材に含有される3TGの出所と管理・物流(たとえば、採鉱場の位置、鉱物産出国、3TGが処理される精錬所など)について報告しなければなりません。紛争鉱物に関するAbbottの方針表明については[こちらをクリックしてご覧ください。](#)

序文

倫理

労働

健康衛生

環境

管理制度

5. プライバシー

サプライヤーは、アボット社の明示的同意を取得し且つアボット社のためである場合以外、アボット社の機密情報を使用または開示しないものとします。特に、サプライヤーは、アボット社の機密情報を如何なる競合社または他のサプライヤーとも交換またはその他の方法で開示しないものとします。アボット社の経営に関する全ての情報またはデータは、その情報が公有に属する場合を除き、常に機密として取り扱うものとします。機密情報には、以下の項目が含まれますが、それらに限られません。

- 購買材料の仕様
および条件
- 見積依頼
- 原価票
- 利益情報
- 資産情報
- サプライヤーの名前
- 価格
- 購買戦略
- 契約の詳細
- 研究開発データ
- 財務・売上・マーケティングに関する情報
- 経営過程・処理方法、
および他のノウハウお
よび企業秘密、これら
はアボット社の所有物
であり、一般公衆に開
示されていないもの
- コンピュータのソフト
ウェア・プログラム
- 社員、役員、取締役に関
する個人の情報
- 給与および給与体系
- アボット社の社名・ロゴ

アボット社は、上記の任意機密情報に関する機密保持契約の締結により、また会社、社員、
および患者のプライバシー権の保護を保証するため、サプライヤーにこれらの義務を確約さ
せることを必要とする場合があります。

序文

倫理

労働

健康衛生

環境

管理制度

6. 販売方法

サプライヤーは、オープンで誠実な方法でアボット社と相互作用することが期待されています。以下の販売方法は厳禁です。

- 裏口販売 – 適切なアボット社のチャンネルを回避し、特定の製品やサービスの購入を個人と契約すること。
- 不正確なリード時間コミットメント – ビジネスを確保するため、達成不可能と知りながらリード時間コミットメントをアボット社に提示すること。
- 過剰キャパシティの明言 – コミットメントを遵守するキャパシティがないにもかかわらず製品やサービスの提供をコミットメントすること。
- 競合他社情報の要求 – 競合他社の製品、設定価格、条件、流通やそれらのビジネスのその他のセグメントに関する情報を求める。
- 公称価値を超える進物の提示。
- サプライヤーが、提供される商品やサービスの単一または独占ソースである場合に、アボット社にとって好ましくない設定価格構造を提示すること。
- 見積の受理を終了日後にアボット社に要求すること。

7. サプライヤー来社プロセス

サプライヤーは、アボット社施設へのアクセスを制限されます。全てのアボット社サプライヤーは、以下の手順を遵守する必要があります。

- サプライヤーは、適切な登録／アクセスバッジなしにアボット社施設に入ることはできません。
- サプライヤーには、アボット社購買担当者またはアボット社エンドユーザーが随行する必要があります。
- サプライヤーは、適切なアボット社発行のIDを示さない限り、社員のオフィスや仕事スペースを占有できません。
- サプライヤーは、アボット社施設を出る際、訪問者バッジを受付係に返すものとします。

労働

序文

倫理

労働

健康衛生

環境

管理制度



サプライヤーは、社員の公正に待遇し、尊厳と尊敬を持って待遇する責任を負うものとします。Abbottは、サプライヤーが、以下の項目を含め、社員の人権に対する公正および公平な待遇に関する全ての法律および規制の要項に準拠することを然るべく期待します。

1. 自由選択による雇用

サプライヤーは、強制労働、担保労働、年季奉公労働、強制的な刑務所労働、または人身売買を使用しないものとします。

2. 幼年労働および若年労働者

サプライヤーは、幼年労働を使用しないものとします。18歳未満の若年労働者の雇用は、危険でない作業のみ、且つ該当国の合法的雇用年齢または義務教育終了に確立された年齢に達している場合のみに行うものとします。従業員ファイルでは、従業員の年齢を検証するために十分なデータを保管する必要があります。

3. 無差別

サプライヤーは、嫌がらせや差別のない職場を提供するものとします。人種、皮膚の色、年齢、性別、性的志向、民族性、障害、宗教、政治的所属、組合加入、または結婚歴などの理由による差別は容赦されません。アボット社は、雇用の機会均等および社員多様性に対するアボット社のコミットメントをサプライヤーも共有することを然るべく期待します。

4. 公正な待遇

サプライヤーは、いかなる性的嫌がらせ、性的虐待、体罰、精神的または身体的な威圧、または職員による脅迫を含め、厳酷および非人道的な待遇のない職場を提供するものとします。

序文

倫理

労働

健康衛生

環境

管理制度

5. 賃金、福利、および勤務時間

サプライヤーは、最低賃金、規定外労働時間、および該当国の慣習として義務付けられる福利を含め、該当する賃金法に従って、職員に支払を行うものとします。

サプライヤーは、職員報酬の根拠を職員に適時連絡するものとします。また、サプライヤーは、規定外労働時間が必要であるか否かを、また前記の規定外労働時間について支払われる賃金を、職員に連絡することも然るべく期待されています。サプライヤーは、従業員の勤務時間および休暇に関する正確な記録を維持するものとします。

6. 結社の自由

職場の問題および報酬に関する問題の解決には、職員とのオープンなコミュニケーションおよび職員の直接的な参加が奨励されます。

サプライヤーは、地元の法律により規定されている通り、お互いに自由に協同する労働者の権利を尊重するものとします。職員は、報復、威嚇、嫌がらせなどを恐れずに、勤務条件について経営管理陣とオープンにコミュニケーションできるものとします。

健康衛生

序文

倫理

労働

健康衛生

環境

管理制度



サプライヤーは、職場において、また会社提供の宿舎において、安全且つ健康的な環境を提供することにより、職員を保護するものとします。アボット社は、サプライヤーが以下の項目を含む社員の健康衛生に関する全ての法律および規制の要項に準拠することを然るべく期待します。

1. 職員の保護

サプライヤーは、職場および宿舎や輸送車両を含む他の会社提供施設において、化学的、生物的、物理的な危険物に対する露出および身体的に過酷な作業から職員を保護するものとします。例えば、サプライヤーの管理陣は、実施する業務のタイプに基づき、適切な聴覚保護具、手袋、マスクその他の形態の職員保護具を提供する責任があります。

2. 工程の安全性

サプライヤーは、大惨事の化学薬品放出の防止および対応のためのプログラムを確立しているものとします。

3. 緊急時のための準備および対応

サプライヤーは、職場および任意の会社提供の宿舎に影響する緊急事態を識別および評価し、効果的な緊急計画および対応手順の実施および維持により潜在的に不運な結果を最低限に抑えるものとします。例えば、サプライヤーの管理陣は、産業タイプの必要に応じ、火災および安全要項に基づき、安全認識教育訓練、安全演習その他のタイプの安全教育訓練を提供する責任があります。

4. 危険物情報

サプライヤーは、危険物について職員を教育、訓練、保護するため、職場における危険物質—製薬化合物および製薬中間物質を含む一に関連する安全情報を入手可能にするものとします。

5. 偽造防止

アボット製品の偽造、違法な転用および窃盗の危険から供給経路を守るために協働する継続的努力の中で、アボット社は、サプライヤーが、偽造品や、違法に転用された、または盜難にあった製品を購入する機会を提示された、あるいは別途そのような製品に気づいた場合は直ちにアボット社に通知することを然るべく期待します。

環境

序文

倫理

労働

健康衛生

環境

管理制度

サプライヤーは環境的に責任を持ち、効率的な方法で運営し、環境への悪影響を最低限に抑えるために努力するものとします。サプライヤーは自然資源を大切にし、可能である場合は危険物質の使用を避け、再使用および再生の活動を促進するように奨励します。アボット社は、以下の項目を含むがそれらに限られない、環境および制限された物質の使用に関する全ての法律、規制、法令、規則、許可、ライセンス、承認、および命令への準拠を、サプライヤーに然るべく期待します。

1. 環境関係の官許

サプライヤーは、全ての必要とされる環境に関する許可、ライセンス、および承認を取得し、該当する運営および報告義務の全てに準拠するものとします。

2. 廃棄および排出

サプライヤーは、廃棄物、大気放出物、および廃水排出に関する安全な取り扱い、移動、保存、再生、再使用、または管理を保証するための制度を確立しているものとします。人の健康または環境衛生に悪影響を及ぼす可能性がある廃棄物、廃水、放出物は全て環境へ放出する前に、適切に管理、制御、且つ処理する必要があるものとします。

3. 溢出および放出

サプライヤーは、全ての事故による環境への溢出および放出の防止および迅速対応のための制度を確立しているものとします。

4. 規制対象物質

サプライヤーは、リサイクルおよび廃棄のラベルを含め、マテリアル／部品の物質組成、特定物質の禁止または制限に関する要求への対応を含め、該当する規制対象物質法、規制、顧客要項の全てに準拠するものとします。



管理制度

序文

サプライヤーは、継続的な改善を促進し、これらの原則の準拠を保証するために、管理制度を使用するものとします。その管理制度には、次の項目が含まれます。

倫理

1. コミットメントおよび説明責任

サプライヤーは、十分な財務的、人的、および技術的なリソースを割り当てるものとします。

労働

2. 法的および顧客の要項

サプライヤーは、該当する法律、規制、規則、法令、許可、ライセンス、承認、命令、基準、および該当する顧客要項の全てを確認し、それらに確実に準拠するものとします。

健康衛生

3. リスク管理

サプライヤーは、本文書により指摘された全ての分野におけるリスクを判定および管理するための機構を整えておくものとします。サプライヤーは、業務継続性を確保し財務的支払能力を維持するのに十分な財務リソースを確立しているものとします。



4. 文書記録

サプライヤーは、これらの原則への準拠および該当する法律、規制、規則、法令、許可、ライセンス、承認、および命令の遵守を立証するために必要な記録文書を作成の上、保管するものとします。

5. 教育訓練および適性

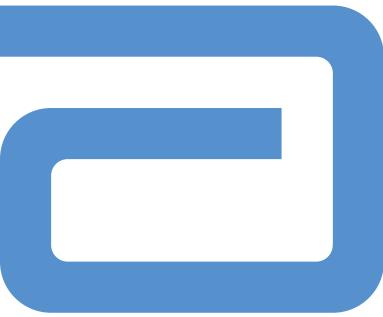
サプライヤーは、管理陣および職員に、適正レベルの知識、技能、および能力を達成させるための教育訓練プログラムを確立しているものとします。教育訓練が実施された証拠として、全社員が、文書化した教育訓練を利用できる必要があります。

6. 継続的改善

サプライヤーは、業績目標を設定し、実施計画を実行し、社内または社外の評価、検査、および管理レビューにより指摘された欠点を是正するために必要な行動をとることにより、継続的な改善を行うことが当然としてみなされます。

7. 連絡

サプライヤーは、購買部を含む、適切な事業部門とオープン且つダイレクトなコミュニケーションを維持するものとします。



アボット社サプライヤー[®] 行動原則

当社が、アボット社サプライヤー行動原則を受領し、読み、理解したこと、
および当社がアボット社サプライヤーに選択された場合は同原則に従う
ことを認証します。

会社名 _____

担当者 _____

職名 _____

署名 _____

企業印(アジアのみ) _____

日付 _____